

令和2年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和2年2月25日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 7 報第 1号 専決処分の報告について
報第 2号 専決処分の報告について
報第 3号 専決処分の報告について
- 第 8 報第 4号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 1号 村上市監査委員の選任について
- 第10 議第 2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 6号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議第 7号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第12 議第 8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 令和2年度村上市施政方針
- 第15 議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算
議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第13号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算
議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算
議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算

- 議第 19 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 16 議第 20 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 議第 21 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 議第 22 号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
- 議第 23 号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
- 議第 24 号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
- 議第 25 号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 26 号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 27 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 28 号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 29 号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 30 号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 31 号 市有財産の譲与について
- 議第 32 号 市有財産の譲与について
- 議第 33 号 市有財産の譲与について
- 第 17 議第 34 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 35 号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 36 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 37 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 38 号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 39 号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 40 号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
- 議第 41 号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について
- 第 18 議第 42 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 43 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 44 号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 45 号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 46 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 4 7 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 8 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 9 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
第 1 9 議第 5 0 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）
第 2 0 議第 5 1 号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 2 号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 5 3 号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 5 4 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 5 5 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
日程第 6 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書
日程第 7 報第 1 号 専決処分の報告について
報第 2 号 専決処分の報告について
報第 3 号 専決処分の報告について
日程第 8 報第 4 号 専決処分の報告について
日程第 9 議第 1 号 村上市監査委員の選任について
日程第 1 0 議第 2 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 3 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 4 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 5 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 6 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 1 議第 7 号 村上市教育委員会委員の任命について
日程第 1 2 議第 8 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 1 3 議第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 1 4 令和 2 年度村上市施政方針
日程第 1 5 議第 1 0 号 令和 2 年度村上市一般会計予算
議第 1 1 号 令和 2 年度村上市土地取得特別会計予算

- 議第 1 2 号 令和 2 年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 1 3 号 令和 2 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 1 4 号 令和 2 年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 5 号 令和 2 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 6 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第 1 7 号 令和 2 年度村上市上水道事業会計予算
- 議第 1 8 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計予算
- 議第 1 9 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計予算
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 6 議第 2 0 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 議第 2 1 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 議第 2 2 号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 議第 2 9 号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
- 日程第 1 7 議第 3 4 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 5 号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議第 3 6 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 7 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 38 号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 39 号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 40 号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
- 議第 41 号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について
- 日程第 18 議第 42 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 43 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 44 号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 45 号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 46 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 47 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 48 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 49 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議第 50 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 20 議第 51 号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 52 号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 53 号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 54 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 55 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（25名）

1 番	小 杉 武 仁 君	2 番	河 村 幸 雄 君
3 番	本 間 善 和 君	4 番	鈴 木 好 彦 君
5 番	稲 葉 久 美 子 君	6 番	渡 辺 昌 君
7 番	尾 形 修 平 君	8 番	鈴 木 一 之 君
9 番	鈴 木 い せ 子 君	10 番	高 田 晃 君
11 番	川 村 敏 晴 君	12 番	小 杉 和 也 君
13 番	嵩 岡 輝 夫 君	14 番	竹 内 喜 代 嗣 君
16 番	川 崎 健 二 君	17 番	木 村 貞 雄 君
18 番	小 田 信 人 君	19 番	長 谷 川 孝 君
20 番	小 林 重 平 君	21 番	佐 藤 重 陽 君

22番	大 滝 国 吉 君	23番	大 滝 久 志 君
24番	山 田 勉 君	25番	板 垣 一 徳 君
26番	三 田 敏 秋 君		

○欠席議員（1名）

15番	平 山 耕 君
-----	---------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総 務 課 長	竹 内 和 広 君
企画財政課長	東 海 林 豊 君
自治振興課長	山 田 和 浩 君
税 務 課 長	建 部 昌 文 君
市 民 課 長	八 藤 後 茂 樹 君
環 境 課 長	中 村 豊 昭 君
保健医療課長	信 田 和 子 君
介護高齢課長	小 田 正 浩 君
福 祉 課 長	木 村 静 子 君
こども課長	鈴 木 美 宝 君
農林水産課長	大 滝 敏 文 君
地域経済振興課長	川 崎 光 一 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
建 設 課 長	伊 与 部 善 久 君
都市計画課長	山 田 知 行 君
下 水 道 課 長	志 村 悟 君
水 道 局 長	山 田 広 良 君
会 計 管 理 者	大 滝 慈 光 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 良 和 君
代表監査委員	瀬 賀 良 君

選管・監査 事務局 長	佐藤直人 君
消 防 長	鈴木信義 君
学校教育課長	菅原明 君
生涯学習課長	板垣敏幸 君
荒川支所長	小川剛 君
神林支所長	石田秀一 君
朝日支所長	岩沢深雪 君
山北支所長	斎藤一浩 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 政 一
事 務 局 次 長	内 山 治 夫
副 参 事	鈴 木 涉

午前 9時59分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。欠席の届け出のある者1名です。平山耕議員からは、葬儀のため欠席する旨の届け出がありました。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和2年村上市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告4件、人事案件8件、専決処分の承認1件、予算10件、協定の変更2件、条例の制定3件、条例の改正20件、条例の廃止2件、財産の譲与3件、補正予算6件の合わせて59件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、本間善和君、18番、小田信人君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

令和2年第1回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る2月18日午前10時から市役所第1委員会室において委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに

議会事務局長出席の下議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日2月25日から3月19日までの24日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、報告事件の審議、即決事件の審議、採決を行い、その後、市長より令和2年度村上市施政方針についての発言があります。続いて、議第10号から議第19号までの令和2年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、令和2年度村上市一般会計予算及び特別会計予算については、残る議第20号から議第55号までの議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切りかえ、令和2年度村上市各会計予算の概要について企画財政課長から補足説明を受けることといたします。なお、この説明につきましては、質疑ができませんので、ご承知おきください。また、今定例会においても、一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

明日26日の本会議では、施政方針及び議第10号から議第19号までの10議案に対して各党派代表から代表質問を行い、その後この10事案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託いたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、驚ヶ巣会は54分、2番、新政村は45分、3番、清流会は45分、4番、高志会は38分、5番、市政クラブ、6番、日本共産党は、それぞれ34分といたします。

2月28日及び3月2日、3日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

3月5日、6日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、10日、11日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、12日、13日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中審査をお願いいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち、各常任委員会のそれぞれの所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、3月17日には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより3月5日、6日は総務文教分科会、10日、11日は市民厚生分科会、12日、13日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

17日の一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会では、各分科会長からの分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月19日の本会議最終日は、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、審査の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

請願第1号につきましては、単独上程、紹介議員の補足説明の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、理事者側関係議案についてであります。報第1号から報第3号については、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

報第4号については、単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第1号 村上市監査委員の選任については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

次に、議第2号から議第6号までの村上市固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

議第7号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、単独上程、質疑の後、討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

議第9号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程、質疑、討論の後、ボタン式投票により即決といたします。

その後、市長より令和2年度村上市施政方針についての発言があります。

続いて、議第10号から議第19号までの令和2年度村上市一般会計予算及び特別会計・事業会計予算の10議案については、一括上程とし、議会先例第60号の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、明日26日の本会議において、施政方針及びこの10議案に対しての代表質問を行った後、10議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

次に、議第20号から議第33号までの14議案は総務文教常任委員会へ、議第34号から議第41号までの8議案は市民厚生常任委員会へ、議第42号から議第49号までの8議案については経済建設常任委員会へそれぞれ一括上程、一括質疑の後、付託いたします。

次に、議第50号は、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

議第51号から議第55号までの5議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託し、審査をお願いいたします。

また、一般質問の通告は、2月20日正午で締め切ったところ13名の通告がありました。2月28日には5名が、3月2日、3日にはそれぞれ4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は3月18日、その他の意見書の提出については3月4日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月19日までの24日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月19日までの24日間と決定をいたしました。

次の議事日程、諸般の報告の中で、本市が瀬波温泉2丁目地内の土地、建物を購入したことに係る住民訴訟の判決の確定の件がありますので、地方自治法第117条の規定によって、嵩岡輝夫君の退場を求めます。

〔13番 嵩岡輝夫君退席〕

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、このたび市民の皆様のお安全安心を守る立場の消防職員が酒気を帯びた状態でけんかをし、市民にけがを負わせたことにつきまして、まずは被害に遭われました方、またそのご家族や関係者に深くおわびを申し上げます。事件の概要であります、令和元年12月27日の夜、市内の飲食店で飲酒をしていた職員が飲酒店近くのアパート駐車場において酒気を帯びた状態で一般男性とけんかをし、鼻骨骨折及び左肋骨骨折のけがを負わせたものであります。職員についても、頸椎捻挫及び左顔面挫傷のけがを負っており、相互に事実を認めた上で謝罪し、示談を終えております。職員につきましては、令和2年1月17日付で懲戒処分による停職1カ月とし、上司4人につきましては、管理監督責任から訓告といたしたところであります。職員への綱紀粛正の徹底を指示していたにもかかわらず、このような事件を起こしたことは遺憾のきわみであり、議員各位並びに市民の皆様には深くおわびを申し上げます。改めて、全職員に対して綱紀の粛正を徹底するとともに、一日も早い信頼回復に取り組んでまいります。

次に、市民5人が原告となり、平成30年8月24日付で新潟地方裁判所に提起された、本市が瀬波温泉2丁目地内の土地、建物を購入したことに係る住民訴訟につきましては、令和元年11月6日に口頭弁論手続が終結をし、令和2年1月31日に判決が言い渡されました。判決から14日が経過し、令和2年2月15日に原告らの請求を棄却とする判決が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、中国を中心に世界で猛威を振るっております新型コロナウイルスについてであります。日本国内でも多数の感染者が発生し、さらに感染が拡大している状況となっております。幸いなことに県内での発生は確認されておりませんが、本市の現在の対応といたしましては、2月21日に新型コロナウイルス感染症に関する警戒本部を立ち上げ、関係機関とともに情報収集に努めるとともに、予防及び蔓延防止に係る情報発信に努めているところであります。今後につきましても、状況の変化に的確に対応していくため、気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの整備に当たり、平成30年6月1日に締結しました日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～の木材提供に関する協定により、本市山北地域から杉丸太材を21立方メートル提供し、内装や床材など建築資材として約14立方メートルが使用されております。昨年1月から工事に着手し、組み立てがおおむね終了したことから、去る1月29日に選手村ビレッジプラザの内覧会式典に出席をいたしてまいりました。大会組織委員会森会長のご挨拶の中では、提供自治体が63自治体ある中、本市の提供木材につきましてご紹介をいただき、本市山北地域の杉材につきまして高く評価をいただいたところがあります。なお、大会終了後には、組織委員会から返却される提供木材を活用し、公共施設などにおいて大会のレガシーとして再利用する予定といたしております。

次に、3月1日に開催予定の本市にゆかりをいただいております国連の主要機関の一つであります国際司法裁判所前所長の小和田恆氏と神林中学校の校歌を作詞作曲された音楽家、平井李枝氏による令和改元記念特別講演会、ピアノ・ソプラノコンサートについてであります。ご承知のとおり、小和田恆氏のご先祖は旧村上藩の藩士であり、村上市とは深いご縁をいただいているところであります。平井李枝氏につきましては、祖父に当たる平井康三郎氏は、童謡「とんぼのめがね」などで知られる作曲家であり、同氏が猿沢小学校や平林中学校の校歌を作曲したご縁から、お孫さんに当たる平井李枝氏から神林中学校の校歌を作詞作曲していただいたところであります。また、平井李枝氏のお父様、平井丈二郎氏は、皇后陛下雅子様が小学校のころにピアノを教えられ、現在でも小和田家とは音楽を通して親交があることから、小和田家、平井家、村上市の縁がつながり、同時開催する運びとなったものであります。

次に、令和元年第4回定例会でご報告を申し上げた以後、配付資料のとおり火災の発生状況につきましては、建物火災2件、車両その他1件で、合計3件であります。

次に、1月28日に発生をいたしました強風による被害につきましては、配付報告書のとおりであります。なお、お二人の方が強風にあおられ、転倒して負傷されております。改めまして、お見舞いを申し上げます。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和元年11月から令和2年1月までの間に1万658件、額にして2億1,412万1,000円の申し込みを受けることができました。企業

版ふるさと納税寄附金につきましては、記載の事業者から件数で2件、金額で45万円のご寄附をいただいたところであります。また、本市に寄せられました地震に係る見舞金につきましては、配付資料のとおりであります。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただくことといたしております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） それでは、質問させていただきます。

今市長の報告の中で、住民訴訟の件に関してあったのですけれども、今般の住民訴訟では、理事者側からも全員協議会の場で逐次報告がありました。着手金を初めとする今回の裁判費用は、全体で幾らぐらいかかったのかお尋ねいたします。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 旧日弁連の報酬規定により計算した額から1割ほど減額いただいた額で訴訟委任契約を締結いたしました。金額につきましては、合計で318万3,873円です。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ、議会のほうに訴訟の確定ということで資料をいただいたのですけれども、判決を見ると訴訟費用は原告らの負担とするということになっておりますけれども、村上市にはこの費用に関しての負担は発生しないということによろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 訴訟におきまして、弁護士と訴訟委任協約を締結して訴訟に臨むかどうかは、それぞれの当事者の判断によるものであり、判決文にございます訴訟費用については弁護士委託料は含まれないということになっておりますので、村上市が全額の経費負担を発生するということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 今回のこの訴訟に関しては、住民監査請求も出され、監査委員会からも意見、回答も出された後に、議会に対しても百条委員会の設置等を求める要請書が提出されました。それに対して、議会としても真摯に回答を申し上げたというふうに私は思っております。そもそも今回の訴訟は、税金の使い方が争点になっているわけでありまして、これだけ多額の費用を村上市が負担しなければならないことに私はすごく憤りを感じております。原告側が報告会で述べられた税金の使い方について考える機会が得られたことについては、一定の成果があったものと思っております。聞いて、議会で審査し、議決された案件でもあるので、これは本当に議会制民主主義を私は否定するものでないかなというふうに感じております。議会人としても、一般市民としても、法的には難しいかもしれないのですけれども、今回の訴訟費用は本来原告側が負担するべきではないかなとい

うふうには思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

ここで嵩岡輝夫君を入场させていただきます。

〔13番 嵩岡輝夫君入场〕

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

6番、渡辺昌君。

〔6番 渡辺 昌君登壇〕

○6番（渡辺 昌君） ただいま上程されました請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書につきまして、若干補足説明させていただきます。

請願の趣旨、請願事項及び請願者につきましては、請願書に記載のとおりであります。索道業界に対する軽油取引免税措置は、十数年間にわたり粘り強い運動により平成11年度にようやく認められたものですが、平成21年度より軽油取引税が道路建設等を目的とする財源、目的税から用途を特定しない一般財源、普通税に移行されたことにより、原則として全ての軽油の使用が課税対象と

なりましたが、従来免税軽油の対象となっていた軽油の使用については、一部業種を除き特例として免税措置がその都度延長されて現在に至っているところであります。現在は、平成30年度税制改正により免税措置の適用期限が令和3年3月31日までの延長となっており、このたびの請願も、このような状況のもと、政府関係機関への免税軽油制度の継続を求める意見書の提出をお願いするものであります。

このたびの請願者からは、その都度請願が出されており、平成25年の第4回定例会、平成28年の第3回定例会でそれぞれ今回と同様の請願が全会一致で可決され、国の関係機関に意見書が提出されております。当市には市営蒲萄スキー場があります。今シーズンは、残念ながら記録的な少雪により全く営業することはできませんでしたが、今後とも経費削減を図ることが大きな課題であり、免税軽油制度の継続が必要であると考えます。慎重審議の上、全会一致で採択されますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定によって請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 報第1号 専決処分の報告について

報第2号 専決処分の報告について

報第3号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第1号から報第3号までの3議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました報第1号から報第3号までにつきまして、一括してご報告を申し上げます。

報第1号から報第3号につきましては、いずれも令和元年10月8日、村上市三之町地内におきまして市が管理する村上簡易裁判所旧官舎のトタン屋根が強風により剥がれ、建物前の市道に落下して飛散した破片により、相手方敷地内に駐車中の相手方車両を破損させたものであります。本件事故は、建物の管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由が認められないため、報第1号におきましては、車両修繕費及び代車費用として8万8,000円を、報第2号につきましては、車両修繕費として2万2,880円を、報第3号におきましては、車両修繕費及び代車費用として26万3,322円をそれぞれ賠償するものであります。このたび示談が成立し、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分をいたしましたものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第8 報第4号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第4号につきましてご報告を申し上げます。

報第4号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。新発田地域老人福祉保険事務組合が下越障害福祉事務組合へ移管、統合され、解散すること及び下越障害福祉事務組合が下越福祉行政組合に名称変更することに伴う規約変更について、議会の委任事項のため専決処分をいたしましたものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第9 議第1号 村上市監査委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第1号 村上市監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年6月4日をもって任期満了となります監査委員、瀬賀良氏の後任として新たに小田健司氏を適任と認め監査委員に選任したいことから、提案をするものであります。

略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては、4年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。

これから議第1号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第6号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第2号から議第6号までの5議案はいずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第2号から議第6号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これら5議案は、いずれも本年5月19日で任期満了となります村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員の数は5人で、本市各地域から1人ずつを選任することとし、村上地域からは村山誠氏を、神林地域からは高橋賢一氏を、山北地域からは斎藤誠氏をそれぞれ適任と考えて再任し、朝日地域からは板垣正人氏を、荒川地域からは佐藤義信氏をそれぞれ適任と考えて新たに選任するものであります。

なお、5人の方の略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては、令和5年5月19日までの3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。最初に、議第2号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第3号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第4号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって議第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第5号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり同意することに決定をいたします。

最後に、議第6号を採決いたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第11 議第7号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第7号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

村上市教育委員会委員のうち、本年5月20日をもって任期満了となります大滝豊氏につきまして、同氏を適任と考え、引き続き任命しようとするものであります。

略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き24名です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（三田敏秋君） 当初用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

[点呼により順次投票]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、3番、本間善和君、18番、小田信人君を指名いたします。

両人の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成23票、反対1票、以上のおりであります。

よって、議第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第12 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち、本年6月30日をもって任期満了となります田島一郎氏につきまして、同氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては、3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。これから議第8号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第13 議第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規

定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

補正の内容は、ふるさと村上応援寄附金の増や少雪対応に係る関連経費であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,000万円を追加し、予算の規模を352億4,660万円といたしました。

歳入におきましては、第10款地方交付税で普通地方交付税3,000万円を、第17款寄附金でふるさと納税寄附金4,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費でふるさと納税に係るインターネット決済手数料400万円を、第7款商工費では中小企業金融制度経費で信用保証料補給金500万円を、物産振興経費ではふるさと納税寄附者記念品代1,400万円を、第8款土木費では道路維持管理経費で2,500万円を、第13款諸支出金では基金積立金としてふるさと応援基金積立金2,200万円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第9号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 令和2年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第14、令和2年度村上市施政方針について市長の発言を許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和2年村上市議会第1回定例会の開催にあたり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

昨年、天皇陛下のご即位に伴い、元号が「平成」から「令和」へと変わりました。とりわけ、本市は皇后陛下とゆかりがあることから、市民を挙げて盛大に慶祝行事を行うことができましたことは、本市の歴史に刻まれるすばらしい出来事であったと思っております。

しかし、6月18日には山形県沖を震源とする地震が発生し、山北地域を中心に大きな被害を受け、一転して災害対応に全力を投ずることとなりました。幸い、国並びに県から迅速なご支援をいただいたほか、全国の皆様からの励ましと応援をいただくことができ、着実に復旧作業を進めることができました。今後も被災地域に寄り添いながら復興に取り組むとともに、災害に対しましてもしっかりと準備を進めてまいります。

さて、本市の大きな課題である人口減少問題につきましては、依然厳しい状況にありますが、人口減少対策の指針となる村上市総合戦略の第2次計画の策定において、経済の活性化や定住促進につながる施策と、市民の生活基盤を維持していく施策のバランスをとりながら、本市の成長と維持が両立する体制を早急に構築していかなければならない状況にあります。

そのような中であって、本年12月に厚生連村上総合病院が災害や救急、僻地医療などを担う県北地域の基幹病院として開院し、圏域全体の地域医療が大きく進展することは大変心強く思うところであります。新病院には、病児保育施設や救急ワークステーションも設置いたしますので、市民の安全安心な暮らしをさらに高めることができるようしっかりと運営してまいります。

また、昨年オープンした村上市スケートパークで日本選手権大会を開催したほか、インドネシアや韓国の選手団が合宿に利用するなど、着実に認知度も上がっておりますので、東京2020オリンピック・パラリンピックを目前とした好機に、選手の利用はもちろん、本市ならではの自然や町並み、歴史、食、技など、地域それぞれの魅力を活かした市内の活性化につながるよう取り組んでまいります。

今後もオリンピックなどを契機として、さまざまな社会変化が起きる可能性がありますので、そのような機会をチャンスとして取り込んでいけるよう、日々変化する社会情勢を見きわめ、本市産業の振興などに生かしていくよう努めてまいります。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額321億円で、昨年度を4億6,000万円下回る予算となっており、主要財源は、市税で64億7,000万円、地方交付税で126億5,000万円、国県支出金で46億3,000万円、市債で18億8,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、継続事業である厚生連村上総合病院移転新築に向けた周辺道路整備事業及び厚生連村上総合病院移転新築に対する補助金、歴史的風致維持向上計画推進事業などを計上したほか、ため池防災対策事業や岩船保育園改修工事などを新規事業として計上しており、事務事

業の見直しを行いながら将来に向けて持続可能な行政運営を進めるために、村上市総合戦略に基づく各種事業の選択と集中を図った予算編成としております。

続きまして、各分野の取り組みにつきまして、本市総合計画の基本目標に沿いながら順にご説明申し上げます。

それでは、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」につきまして、本年度の取り組みをご説明いたします。

初めに、市民の健康増進についてであります。胃がんの死亡率や罹患率が高い状況を踏まえ、従来の生活習慣病予防やがんの発見を目的とした健康診断に加え、新たに40歳から70歳の間で5年ごとの胃がんリスク検診を実施いたします。これにより、内視鏡による2次検査の受診と適切な治療につなげ、罹患率の低減や死亡率の減少を図ってまいります。

地域医療体制の充実につきましては、本年12月に開院予定である村上総合病院の移転新築事業への支援を引き続き行うとともに、本市独自の医学生修学資金貸与制度や医療従事者確保対策事業に関係機関と協力して取り組み、医療資源の確保に努めてまいります。また、国及び県に対しましては、私も委員となっている全国市長会の地域医療確保対策会議や、県内6市で構成する地域医療連携推進協議会、同協議会の議論を踏まえて設置された県市長会の地域医療対策特別委員会などを通し、地域医療のあり方に関する提言や要望を行い、持続可能かつ偏在なき医療体制の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

国民健康保険につきましては、被保険者の疾病予防対策や医療費適正化を図るとともに、健全な事業運営に向け、保険税の見直しを進めてまいります。

子育て環境の充実につきましては、増加している3歳未満児の保育ニーズに対応するため、本年4月に開所する小規模保育事業所への支援や、市内保育事業者との連携を進めながら児童の受け入れ体制の強化を図るとともに、岩船保育園の改修工事を行うなど、保育環境の整備を確実に進めてまいります。

また、病児保育事業につきましても、昨年度「あらかわ病児保育センター」の対象年齢を小学校3年生から6年生までに広げるなど、利便性の向上に努めているほか、本年12月には村上総合病院に新たな病児保育施設を開所予定としており、朝日地域の民間病児保育施設とも連携しながら、利用しやすい体制を整え、就労と子育ての両立支援に取り組んでまいります。

引き続き、子どもたちの健やかな発育・発達を促すための相談支援や検診の体制づくりに努めるとともに、不妊治療に関する支援事業なども継続しながら、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進してまいります。

高齢者の健康と安心な暮らしづくりにつきましては、皆様が長く健康で活躍できるよう疾病予防や健康意識の高揚に努め、健康寿命の延伸につなげていくとともに、高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、生きがい活動や就業の確保を進めながら、身近な市民が担う成年後見人や認知

症サポーターの養成、地域に即した助け合いの仕組みづくりなど、市民と行政が協力する地域づくりに取り組んでまいります。

また、需要が高まり続けている介護保険サービスにつきましては、軽度の介護認定者の割合が多くなっている現状にあり、介護を受ける方に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことが大切となっておりますので、介護事業所や新潟リハビリテーション大学などとの連携により「地域ケア個別会議」を開催するなど、自立を目指したサービスの質の向上を図るとともに、将来にわたり継続して介護サービスを提供できるよう介護人材の確保にも努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障がいのある方が本市で安心して暮らし続けられることを目的として、「第6期村上市障がい福祉計画」及び「第2期村上市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの一層の充実を図ってまいります。

昨今、虐待や不登校、ひきこもりなど、悩み事の事例には、生活困窮などの問題が絡み合い、複雑・深刻化している状況もあることから、引き続き、外部機関とも連携し包括的な支援の構築を進めてまいります。

また、地域共生社会の実現に向けて、これまで総合的な相談支援体制づくりに取り組んでまいりましたが、本年度からは、集いの場などを開催しながら地域住民が世代や分野を超えて支え合う仕組みづくりにも取り組んでまいります。

続きましては、「ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり」につきまして、今年度の主な取り組みをご説明いたします。

本市の環境政策につきましては、その指針となる「第1次村上市環境基本計画」及びこれと密接に関連する「村上市地球温暖化対策実行計画」と「村上市新エネルギー推進ビジョン」が本年度で計画期間を終えることから、これら3つの計画をわかりやすく集約し、「第2次村上市環境基本計画」として策定を進めているところであります。そうした中、地球温暖化に伴う世界的な気候変動への対策が叫ばれており、本市といたしましても環境フェスタなどを通じた環境意識の醸成を図りながら、さまざまな再生可能エネルギーの利用について検討をしてまいります。

また、昨年発足した「新潟県洋上風力発電導入研究会」や同研究会に設置されている「村上市・胎内市沖地域部会」におきまして、これまで洋上風力発電を検討してきた本市の知見を生かしながら、環境面や産業面などへの影響や課題について慎重に検討が進められるよう取り組んでまいります。

生活衛生の向上につきましては、「燃やすごみ」や「資源ごみ」などの収集回数の統一や収集方法の見直しを行い、昨年4月から実施してきたところです。引き続き、分別やリサイクルなどへの啓発を行いながら、ごみの減量化と再資源化を進め、環境負荷の少ない循環型社会を目指してまいります。

公害の防止につきましては、臭気に関する測定や水質検査による監視・指導を継続し、事業者

よるさらなる取り組みが行われるよう県や関係者と連携した対応を図ってまいります。

生活排水の適正な処理につきましては、公共下水道事業として、村上地域仲間町地内の国道7号沿線での環境整備工事や、村上浄化センター改築更新工事を進めるとともに、農業集落排水事業におきましても、高根地区で処理施設の機能強化を実施するなど、施設の長寿命化と適正な維持管理を図りながら、下水道への接続と水洗化率の向上を図ってまいります。

生活に欠くことのできない安全で安定的な水道水の供給につきましては、昨今頻発する自然災害に備えるため、引き続き水道台帳システムの整備や老朽化した管路の改良を計画的に進めるほか、複数ルートの配水管路を構築するなど、強靱で安定的な水道事業の運営に努めてまいります。

また、下水道事業及び集落排水事業、簡易下水道事業の各特別会計につきましては、本年4月から地方公営企業会計に移行いたします。これにより企業活動の状況を的確に把握しながら、健全な運営とサービスの向上を図ってまいります。

本市の河川や排水路の整備につきましては、想定外の降雨などにより各地で河川などが氾濫している状況を踏まえ、災害の発生を未然に防ぐことが重要となっております。本年は、普通河川滝矢川の整備を行うほか、河川・排水路に堆積した土砂や草木の除去などの維持管理を適正に行いながら、河川や排水路の機能保全に努めてまいります。

港の整備とにぎわいづくりにつきましては、「みなとオアシス越後岩船」を交流拠点として、引き続き関係団体とともにイベントなどを通じた港のにぎわいづくりや情報発信に努めるとともに、岩船港へのクルーズ船寄港誘致に向けた取り組みを始めるなど、地域振興と港の活性化が図られるよう進めてまいります。また、港湾機能の保全につきましては、航路浚渫や防砂堤整備などの漂砂埋没対策について、引き続き国及び県に要望をしております。

地域の暮らしと活性化の進展が期待される日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の整備につきましては、全体の約8割の用地買収が進んでおり、同本体工事もトンネル掘削工事、橋梁工事、仮設道路工事などが行われ、着実にその進捗が見えてきている状況にあります。昨年度、事業の推進を図るため山北地域に「朝日温海道路相談室」を開設するなど、国からも地元に寄り添った事業展開をしていただいております。本年度も本市の産業や観光、地域経済の発展のために、ミッショングリンクの早期解消に向け、官民一体となった要望活動などの取り組みを進めてまいります。また、暮らしと密着する生活道路や通学路につきましても、地域の要望や安全面に配慮しながら整備を進めるとともに、橋梁などの点検や修繕を着実に実施し、安全安心な道路環境の整備に努めてまいります。

生活交通の確保と充実についてであります。本市の広大な面積の中で、地域の移動手段を確保していくことや、効率的で持続可能な公共交通を実現していくことは、大変難しい課題であります。その中で、生活への影響が大きい中山間地域につきましては、関係機関の協力をいただきながら、ニーズに応じた代替手段の確保や地域資源の活用などを含め、地域に適した生活交通を検討してま

います。このような状況を踏まえ、「村上市地域公共交通総合連携計画」が本年度で計画期間を終えることから、本市特有の課題に対する公共交通のあり方や地域の実情に応じた対策について検討し、新たな「村上市地域公共交通計画」の策定を進めてまいります。

また、村上総合病院の移転に伴う路線バスの運行ルート変更や調整に関しましても、関係事業者と協議を進めてまいります。

次に、市街地と景観の整備・保全についてであります。「村上市歴史的風致維持向上計画」に基づき、建造物外観修景事業などを継続して行い、歴史資源を活用したまちづくりを進めているところであります。各地区におきましても、村上市景観計画に基づき、地域の歴史や暮らしなどを生かした町並みや景観づくりを進めており、将来にわたって誇りの持てる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

村上駅周辺まちづくり事業につきましては、引き続き駅西地区へのアクセス向上に向け、幹線道路、周辺道路の整備に取り組むとともに、村上総合病院移転後の跡地活用につきましても、周辺地域の活性化などの面を考慮しながら関係機関と連携して準備を進めてまいります。

また、現在荒川地域で進めている都市計画道路「南中央線」の整備事業につきましては、新潟県で整備を進めている「東大通り線」の整備事業と連携を図りながら、坂町集落と国道7号とのアクセス機能の向上や低・未利用地の活用促進を図ってまいります。

良好な住環境の整備につきましては、昨年6月の山形県沖を震源とする地震の発生に伴い、市内の家屋に大きな被害を受けましたことは、改めて災害に対する備えの必要性を認識させられたところであります。本市といたしましても、木造住宅の耐震化に対する支援を継続するとともに、公営住宅につきましても、適切な維持・保全に努め、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、市民の関心が高くなっている空き家対策につきましては、「村上市空き家等対策計画」に基づき、所有者に対して助言・指導を行いながら管理不全な空き家等の発生抑制に努めているところでありますが、より一層監視に努め、危険な空き家については除去等に向けた働きかけを強めてまいります。一方、利活用が見込める空き家等については、宅建事業者などとの連携を図りながら、空き家バンク事業の効果的な実施とPRに取り組んでまいります。

次に、「産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり」につきまして、主な取り組みをご説明いたします。

経営の安定化と魅力ある農業づくりにつきましては、近年これまで経験したことないような高温や風雨などの異常気象が頻発しており、本市といたしましても「岩船米」の高い品質や食味を確保していくことが重要な課題となっております。これらの異常気象による悪影響を可能な限り低減する栽培技術など対策の確立について、関係機関などと連携して進めてまいります。また、国内の主食用米の需要量が毎年減少傾向にあることから、輸出用米や加工用米などの非主食用米の生産や園芸農作物の導入・拡大により、稲作だけに頼らない多角的な農業経営への転換と基盤の強化を目指

してまいります。

中山間地域の農村集落におきましては、有害鳥獣対策に努めるとともに、基盤整備などにより効率的で生産性の高い農業を目指してまいります。

本市の魅力として欠くことのできない村上牛を初めとする村上ブランドの農畜産物につきましては、地域に合った安定的な生産体制づくりに向け、生産者や関係団体などと連携した取り組みを進めていくとともに、本市の豊富な食材の魅力を広く発信するために、国の地方創生推進交付金を活用した「食の村上ブランド推進事業」による販路開拓と知名度の向上を推進してまいります。

森林資源の保全と有効活用の推進につきましては、昨年、森林経営管理法が施行されたことにより、森林環境譲与税を活用しながら、さらなる林業の成長産業化と森林管理の適正化を図る必要があります。このため、森林の所有者に意向調査を継続して行い、経営管理権集積計画などによる林業経営者への森林管理の集積・集約化を促進し、新たな森林経営計画の策定と森林資源の活用を進めてまいります。また、森林基幹道岩船東部線の整備促進により、効率的な林業経営を目指すとともに、林業チャレンジ体験事業などを通して林業の担い手づくりに努め、将来にわたり安定的な森林経営の環境づくりに取り組んでまいります。

水産業の活性化につきましては、依然として魚価低迷が続く厳しい状況にある中、新潟県が策定する「浜の活力再生広域プラン」と連携して「白皇鮭」や「越後本ズワイ」などのブランド力の向上に努めているところであり、鮮度向上施設などを有効に活用しながら、水産物の収益性向上や競争力の強化、経営の安定化を図ってまいります。漁港整備事業におきましては、施設長寿命化の補助事業を活用し、脇川漁港の船揚場の保全工事を昨年に続き実施してまいります。

また、内水面漁業につきましては、本市の特産品でもある鮭の漁獲量がここ数年減少傾向にあります。安定的な漁獲量を確保していくためにも、水産多面的機能発揮対策事業の活用などによる河川環境と生態系の保全を図り、鮭やアユなどの資源増殖に継続して取り組んでまいります。

商工業の活性化と市街地のにぎわいづくりににつきましては、昨年見直しした「村上市産業支援プログラム事業補助金」により、創業時に必要な資金や販路開拓につながる新たな取り組みを支援し、持続・発展が可能な経営体となるよう、商工団体と連携しながら商業の活性化を推進してまいります。また、中小企業者が円滑に資金を調達できるよう村上市制度融資資金や信用保証料の補給による支援を行ってまいります。

企業進出への対応につきましては、企業訪問を重ねながらニーズの聞き取りや空き地、空き工場の調査を行い、企業が立地しやすい環境整備を図るとともに、規模拡大を目指す市内企業に対しましても、企業設置奨励条例や先端設備等導入計画の認定により、雇用の拡大や設備投資を支援してまいります。

次に、本市の観光誘客活動の展開につきましては、さきで開催されました「新潟県・庄内エリア destinations キャンペーン」のアフターキャンペーンが引き続き開催されますとともに、東

京2020オリンピック・パラリンピックなどを通して日本の食や文化に注目が集まるまたとない年となることから、SNSを活用した観光プロモーションや外国人ライターを招聘した情報発信などを図り、本市ならではの魅力の発信と個人旅行化が進む外国人観光客などの誘致について、県や県内市町村等と連携しながら取り組みを進めてまいります。また、ふるさと村上応援寄附金のお礼品を活用しながら全国の皆様へ本市のすぐれた特産品のPRを図り、観光産業の振興につながるよう努めてまいります。

本市が魅力ある観光地として充実していくためには、お客様をお迎えするというおもてなしの心が大きく影響すると考えておりますので、観光関係者はもちろんのこと、市民の皆様にもご協力をいただきながら、観光客の満足度向上とさらなる地域の活性化が図られるよう取り組んでまいります。

本市の雇用環境の向上につきましては、少子化の影響や進学者の増加により、若い労働力の減少が課題となっております。こうした中、人材確保に向けて岩船郡村上市雇用対策協議会やハローワークと連携し、高校生向け就職説明会の開催やインターンシップ事業、インターネットによる企業PRを支援しているところであります。昨年開始したUIJターンによる起業・就業者の創出を促す移住・就業支援金制度につきましても、就職マッチングサイトの登録企業がふえるよう、引き続き県とともにPRしながら取り組んでまいります。

また、女性の社会進出を後押しするために、女性就労環境向上事業補助金を継続するほか、下越地域若者サポートステーションによる職業体験事業やスキルアップセミナーなどを通じて、就労などに悩みを抱える若い世代を支援し、若者の自立と雇用のマッチングを進めてまいります。

次に、「いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり」につきましても、主な取り組みをご説明いたします。

消防・救急体制につきましては、本年12月に開院する村上総合病院に村上市救急ワークステーションを設置し、救急車と救急隊員を常駐させることで、救命率の向上と医療機関との連携強化を図るとともに、救急救命士の実務研修の充実を図ってまいります。

消防署及び消防団の装備面では、装備の近代化を進めるため、資機材や車両の整備と維持管理に努めるとともに、防火水槽等を計画的に配置してまいります。

消防団活動の維持・強化につきましては、引き続き市内の企業や事業所のご理解とご協力をいただきながら、団員の確保と活動の強化を行うとともに、必要に応じた組織の見直しを進めてまいります。

防災体制の充実につきましては、昨年の震災で津波発生時における避難所の体制や、高齢者、要支援者等の避難のあり方に関する課題が浮き彫りになったことから、自治会ごとに避難すべき行動の基本となる「タイムライン」の策定を進めているところであります。今後も自治会や自主防災会、防災士会などと連携し、防災訓練を通じた検証と津波を初めとする災害から逃れるための避難行動

の確立に向け、さらに検討を進めてまいります。また、「洪水ハザードマップ」が3月中に完成予定であり、出水期前までに市民の皆様にご説明しながら周知を図りたいと考えております。引き続き、自助、共助、公助の面からも自主防災会への支援や地域防災の要となる防災士の育成に努めるとともに、防災・減災基盤の強化に向けた「国土強靱化村上市地域計画」の策定を進めてまいります。

防犯体制の充実と交通安全対策の推進につきましては、年々複雑かつ巧妙化する特殊詐欺、悪質商法などによる被害を防止するため、警察や関係機関と連携して防止活動や啓発に取り組むとともに、防犯灯の計画的なLED化により、防犯意識の高揚と犯罪が起きにくい環境づくりを進めてまいります。

また、市内における交通死亡事故は減少しているものの、事故件数は増加傾向にありますので、引き続き関係機関と連携しながら、交通死亡事故ゼロを目指してまいります。

続きまして、「伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり」につきまして、主な取り組みをご説明いたします。

本市の学校教育につきましては、「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」に基づき、神林地域の小学校5校を2校に統合し、本年4月に新たな小学校として開校しますので、新たな環境の中で子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう万全を期すとともに、一人一人のニーズに配慮した特別支援教育や介助員の配置などとあわせ、良好な学習環境づくりに努めてまいります。今後も少子化や教育に係る社会状況を注視しながら、将来を見据えたよりよい教育環境のあり方について引き続き検討をしてまいります。

本年度からは、小学校において新学習指導要領が全面実施されることに伴い、小学生の外国語科やプログラミング教育が必修化されます。本市といたしましても、子どもたちが興味を持って学習できるよう支援していくほか、外国語指導助手や非常勤講師の配置、ICTの教育環境の整備、放課後学習事業、英語検定料の補助事業などを実施することにより、学力向上対策を進めてまいります。

また、将来を担う人材育成のために、キャリア・スタート・ウイーク事業や広島平和記念式典中学生派遣事業の継続実施、中学校部活動指導員制度の拡充などのほか、学校と保護者、地域が連携・協働しながら子どもの成長を支えていくコミュニティ・スクール事業に取り組んでまいります。

生涯を通じた学習の推進につきましては、引き続き各種講座などの開催により、市民が将来にわたり意欲を持ちながら学習活動に取り組む機会をつくるとともに、学校や民間団体と連携した家庭教育支援に努め、子どもたちの健全育成を図ってまいります。

また、子どもたちの読書活動を推進してきた「村上市子ども読書活動推進計画」の計画期間が本年度で終了することから、さらなる読書活動の推進のため、「第2次村上市子ども読書活動推進計画」の策定を進めてまいります。

文化財の保存活用と芸術・文化の振興につきましては、引き続き国史跡である村上天跡、平林城跡の整備・保存を計画的に進めるとともに、その活用を図ってまいります。

芸術・文化に触れる機会の創出とその振興のために毎年開催しております「村上市美術展覧会」につきましては、文化展やアニメ・イラスト展を併設しながら、新たな分野の芸術・文化活動の紹介や出品者の拡充に努めてまいります。

スポーツの推進につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を間近に控え、スポーツへの関心がこれまで以上に高まっております。本市では、6月6日に村上天スケートパークから岩船港港湾緑地までの間でオリンピック聖火リレーが行われるほか、8月には東京2020パラリンピック聖火フェスティバルへの参加も予定しております。スポーツに関心が集まるまたとない機会に、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体等と連携しながら、生涯スポーツと競技スポーツの推進に努めてまいります。

また、昨年オープンしたスケートパークにつきましては、予想を上回る方にご来場いただき、遠く市外からの利用もあることから交流人口の創出にも寄与していると感じております。引き続き、スケートボードの普及と教室開催によるジュニアの育成を進めるとともに、屋内施設で気象条件に左右されないという当施設の特徴を生かし、日本選手権大会や合宿等の誘致を図りながら、子どもや若者がアスリートとして羽ばたいていく夢と地域の活性化をかなえる「スケートボードの聖地むらかみ」を目指してまいります。

次に、「ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり」につきまして、本年度の主な取り組みをご説明いたします。

初めに、平等社会の推進につきましては、部落差別を初めとするあらゆる差別の解消に向けた取り組みを市政の重要な柱と位置付け、市民一人一人の課題として理解が深まるよう取り組んでいるところであります。また、男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに認め合い、支え合うまちを目指して策定した「第2次村上天男女共同参画計画」に基づく取り組みを推進するとともに、女性の社会進出の応援と、お互いを尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指して取り組みを進めてまいります。

市民協働のまちづくりの推進につきましては、各地域まちづくり組織の皆様が地域に根差し、特色を生かした取り組みを展開されていることに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

昨今、全国的に人口の減少が著しい中山間地域を中心として、出身者やゆかりのある方、また、その地域に思いを寄せて応援してくださる方などを「関係人口」として捉え、さまざまなかわりを持って地域と関係を深めていこうとする動きが注目されてきております。本市といたしましても、昨年国のモデル事業に採択され、「むらかみファン倶楽部」によるメールマガジンの配信を開始するなど、関係人口創出に関する取り組みを進めてきたところでありますが、今後、そうした関係人口づくりの取り組みが市内各地に広がるよう地域まちづくり組織などを支援してまいります。

また、地域活性化を主な目的として配置している「地域おこし協力隊」や「集落支援員」につきましても、地域や集落の活性化につながる効果的な取り組みとなるよう、地域や隊員をサポートしてまいります。

広報広聴事業につきましては、本年度、本市ホームページのWEBコンテンツ作成システムを更新する予定であり、よりスピーディーに市からの情報提供が可能となることを目指しているところであります。現在では、スマートフォンの普及が一層進み、子どもから高齢者までが手軽に最新の情報を得られるほか、さまざまな手続などがインターネット上で完結する社会が目に見える形で現実化してきております。本市といたしましても、今後の社会動向を見きわめながらインターネットを通じた情報提供に重心を移していく必要があると認識しているところであり、市民に早く正しい情報の提供と魅力的な話題を伝えていくため、市民のニーズを捉えた効果的な広報事業を検討してまいります。

情報化の推進につきましては、国のICTやAIの活用推進に伴い、マイナンバーカード利用拡大を初め、さまざまな行政手続のオンライン化が進んでいくと考えております。本市といたしましても、この動きに対応する準備を進めながら、情報システム関連経費の適正化や共同利用化などに向けた研究を関係市町村と連携して進めてまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。本市の人口減少の動向や国の制度改正による歳出増加などを考慮すると、将来の自治体運営や財政状況は極めて厳しいと感じざるを得ません。このような中、事務事業評価による事業検証を進めるとともに、公共施設の適切な管理運営を行っていくため、類似施設の集約や長寿化対策を講じるなど、財政負担の軽減と平準化を図り、将来にわたって持続可能な自治体運営となるよう取り組んでまいります。

また、行政組織の改革につきましては、職員研修や人事評価の実施により、職員の育成や組織の充実に努めるとともに、下水道事業と水道事業の連携強化と円滑な運営を行うため、「水道局」と「下水道課」を「上下水道課」に統合し、市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制を目指してまいります。

広域行政の推進につきましては、本年度から始まる第2次村上岩船定住自立圏共生ビジョンを策定し、引き続き関川村や粟島浦村と計画に基づく事業を実施しながら、ともに圏域を支え、協働していく取り組みを推進してまいります。また、姉妹都市である福井県鯖江市を初め、災害時に関する連携やスポーツ・文化振興に関する連携など、さまざまな形で他自治体との連携や協力を進めておりますが、今後はそうした協力関係を生かしながら、さらなる都市間交流の推進に取り組んでまいります。

以上が私の市政運営に当たっての所信と令和2年度の主な事業概要であります。

昨年、本市は地震により大きな被害を受け、災害の恐ろしさを痛感したところであります。そうした中で、リスクを想定し準備することの大切さや、市民と行政が協働することの重要性を強く認

識する機会となりました。

地方自治体の多くが人口減少し、効率的でコンパクトな運営を目指している中、広大な面積を抱える本市にとりましては、そのような運営は時としてサービスの維持を難しくすることにつながります。しかしながら、市民と行政がともに考え、未来を想像し、起こり得る課題に備えていくことがこの厳しい状況を乗り越えていく力になると私は信じております。

本年は、オリンピックに沸く年となりますが、本市にとりましても、希望と笑顔が増す1年となるよう努めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で令和2年度村上市施政方針を終わります。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様にお知らせをいたします。鈴木いせ子議員から葬儀のため本日午後1時から早退する旨の届け出がありましたので、ご了承を願います。

-
- 日程第15 議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算
議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第13号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算
議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算
議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算
議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第10号から議第19号までの10議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第10号から議第19号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、令和2年度の村上市各会計予算案についてであります。施政方針の冒頭にも触れましたように、本年度予算におきましては、令和元年度からの継続事業であります厚生連村上総合病院の移転新築に向けた周辺道路整備事業及び同病院移転新築への補助金、新規事業といたしまして、防災減災事業を活用したため池防災対策事業や岩船保育園改修工事のほか、胃がんのリスク検診の実施に係る経費など、人口減少対策や防災対策など各種課題の解決に向け取り組みの選択と集中による予算編成を行ったところであります。

令和2年度当初予算案の規模を申し上げます。一般会計は321億円、特別会計は6会計で150億9,050万8,000円、企業会計は3会計で116億2,635万2,000円、全会計では588億1,686万円となります。

予算案の内容につきまして会計ごとに順次申し上げます。最初に、議第10号は、村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は321億円で、前年度当初予算と比較すると、予算総額でマイナス1.4%、4億6,000万円の減額といたしました。減額の理由といたしましては、西神納小学校校舎改修工事、荒川公民館建設工事など大型投資事業の完了によるものが主たる要因であります。また、投資的経費では、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業や市道今宿7号線改良工事などで28億6,759万6,000円を計上いたしましたが、西神納小学校校舎改修工事や荒川公民館建設工事の完了などで前年度比マイナス22.6%、8億3,949万1,000円の減額となっております。また、人件費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで臨時職員として物件費や扶助費に分類されていた経費が人件費に移動となることにより、前年度比プラス14.7%、64億4,876万1,000円となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債の目的及び限度額等を、第4条では一時借入金の借り入れ最高額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税を法人市民税の税率改正や市たばこ税の減などによりマイナス0.2%、64億7,459万7,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省自治財政局の見込み等により算定し、このうち本年度新たに交付される第6款法人事業税交付金4,900万円を見込み、第11款地方交付税ではプラス2.0%、126億5,000万円を、第15款国庫支出金ではプラス10.7%で27億6,858万6,000円を、第16款県支出金ではマイナス1.3%で18億6,042万4,000円を、第19款繰入金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金の減などによりマイナス19.5%、19億9,130万3,000円を、第22款市債では西神納小学校校舎改修工事、荒川公民館建設工事の完了などによる教育債の減などによりマイナス29.7%、18億8,410万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で30億3,701万7,000円、情報通信事業特別会計繰出金の減などによりマイナス2.4%、7,421万9,000円の減額。第3款民生費では91億9,874万7,000円、障がい者自立支援経費などの増によりプラス5.1%、4億4,450万4,000円の増額。第4款衛生費で33億1,648万円、村上総合病院移転新築事業費補助金の減などによりマイナス5.3%、1億8,569万2,000円の減額。第

6 款農林水産業費で25億8,336万9,000円、防災減災事業を活用したため池防災対策事業の増などによりプラス4.7%、1 億1,521万8,000円の増額。第7 款商工費では13億404万2,000円、住宅リフォーム事業の増などによりプラス2.2%、2,761万9,000円の増額。第8 款土木費で43億9,966万2,000円、歴史的風致形成建造物保存事業補助金の増などによりプラス1.2%、5,034万9,000円の増額。第9 款消防費では15億6,036万円、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車の更新などによる増によりプラス8.5%、1 億2,228万7,000円の増額。第10 款教育費で28億2,735万円、西神納小学校校舎改修工事、荒川公民館建設工事の完了などによりマイナス24.3%、9 億726万7,000円の減額となったところがあります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第11号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は500万8,000円とし、前年度比4,416万5,000円の減額であります。日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地の取得が昨年度で終了したことから減額となるものであります。歳入では、第1 款財産収入4 万5,000円を、第2 款土地開発基金借入金で496万2,000円を計上いたしました。歳出では、第1 款財産取得費で土地取得事業経費496万2,000円を、第2 款諸支出金で土地開発基金積立金など4 万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第12号は、村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は4 億1,000万円とし、前年度比マイナス20.1%、1 億330万円の減額であります。これは、起債の元利償還金の減が主な理由であります。歳入では、第1 款分担金及び負担金で情報通信施設負担金55万円を、第2 款使用料及び手数料で情報通信施設使用料などで5,249万6,000円を、第3 款繰入金で一般会計繰入金3 億2,905万7,000円を、第5 款諸収入で光伝送路等貸付料などで2,789万6,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1 款総務費で施設管理費など3 億3,164万9,000円を、第2 款公債費で起債の元利償還金7,635万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第13号は、村上市葡萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は4,780万円とし、前年度比マイナス4.4%、220万円の減額であります。歳入では、第1 款売上金で30万円を、第2 款使用料及び手数料で992万円を、第3 款繰入金で3,471万6,000円を、第5 款諸収入で286万3,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1 款総務費で葡萄スキー場運営経費など4,625万2,000円を、第2 款公債費で起債の元利償還金134万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第14号は、村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は62億700万円とし、前年度比マイナス3.2%、2 億550万円の減額であります。これは、被保険者数の減少等による保険給付費の減などが主な要因であります。歳入では、第1 款国民健康保険税で10億7,632万4,000円を、第5 款県支出金で46億1,906万4,000円を、第7 款繰入金で4 億8,994万7,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1 款総務費で9,804万4,000円を、第2 款保険給付費で45億2,234万8,000円を、第3 款国民健康保険事業費納付金で15億1,504万2,000円を、第4 款保健事業費で5,371万

4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第15号は、村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は7億6,670万円とし、前年度比プラス8.0%、5,700万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で5億4,658万1,000円を、第3款繰入金で2億1,614万2,000円を、第5款諸収入で392万6,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1,305万3,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で7億4,768万8,000円を、第3款保健事業費で510万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第16号は、村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は76億5,400万円とし、前年度比プラス0.1%、1,100万円の増額であります。歳入では、第1款保険料で14億3,578万2,000円を、第2款分担金及び負担金で1,046万円を、第4款国庫支出金で19億3,915万5,000円を、第5款支払基金交付金で19億7,553万6,000円を、第6款県支出金で10億8,843万6,000円を、第8款繰入金で一般会計繰入金などで12億424万1,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1億6,607万8,000円を、第2款保険給付費で71億8,163万5,000円を、第3款地域支援事業費で3億366万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第17号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数2万712戸、年間総給水量595万2,559立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益を11億455万6,000円、事業費用を10億9,669万5,000円とし、利益は786万1,000円を見込んでおります。資本的収支予算では、資本的収入を1億5,586万9,000円、資本的支出を6億8,515万3,000円とし、主な事業といたしましては、建設事業として厚生連村上総合病院の建設に合わせた地区幹線道路配水管建設工事を継続するほか、接続する松山バイパスへの配水管建設工事を実施いたします。また、改良事業としては、4カ年計画の3年目になります水道台帳システムの構築を引き続き進めるとともに、朝日地区水道施設中央監視装置改修工事、朝日温海道路事業に伴う水源移設関連業務を引き続き実施いたします。収支差し引き不足額5億2,928万4,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,628万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4億4,855万1,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金2,444万9,000円で補填しようとするものであります。

次に、議第18号は、村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,996戸、年間総給水量92万6,914立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の3億1,561万円といたしております。資本的収支予算では、資本的収入を1億7,463万8,000円、資本的支出を2億9,643万1,000円とし、主な事業といたしましては、改良事業として菅沼地内配水管改良工事、主要地方道山北関川線改良工事に伴う配水管移設工事を継続するほか、上水道事業とともに朝日地区水道施設中央監視装置の改修を実施いたします。収支差し引き不足額1億2,179万3,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額663万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,516万円で補填しようとするものであります。

最後に、議第19号は、令和2年度村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数1万4,931戸、年間有収水量は526万8,859立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益・費用ともに42億9,128万7,000円とし、収入・支出同額を見込んでおります。資本的収支予算では、資本的収入を35億3,710万3,000円、資本的支出を49億4,117万6,000円とし、主な事業といたしましては、汚水管渠整備事業として村上地区の国道7号沿線において約0.7キロメートルの管渠整備を行うほか、老朽化が進む施設の改築更新事業として村上浄化センターの改築更新工事を昨年度に引き続き実施するとともに、高根地区農業集落排水処理施設の更新のため土木及び機械、電気工事を実施いたします。なお、収支差し引き不足額14億407万3,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,313万7,000円、当年度分損益勘定留保資金13億1,889万1,000円及び引継金2,204万5,000円で補填しようとするものであります。

以上、令和2年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第10号から議第19号までの提案理由の説明を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、お諮りします。村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条

例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君は一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

-
- 日程第16 議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第21号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第20号から議第33号までの14議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第20号から議第33号までの14議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第20号及び議第21号の2議案につきましては、いずれも令和2年度を始期とする第2次村上岩船定住自立圏共生ビジョン策定に伴い、関川村及び栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について、村上市議会の議決すべき事件に定める条例第5条の規定により、議会のご議決を求めるものであります。

議第20号は関川村との定住自立圏形成協定を、議第21号は粟島浦村との定住自立圏形成協定をそれぞれ変更締結するもので、変更内容につきましては、各項目の取り組み内容や互いの役割を見直し、一部修正を加えたほか、地域連携について人口減少対策強化のためさらなる連携強化を図り、解決に向けた取り組みを推進する内容へと変更するものであります。

次に、議第22号は、村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定についてであります。本案は、史跡村上城跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用に関し必要な事項を調査、審議するため、制定するものであります。

次に、議第23号は、村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定についてであります。本案は、史跡平林城跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用に関し必要な事項を調査、審議するため、制定するものであります。

次に、議第24号は、村上市村上祭保存修理委員会条例制定についてであります。本案は、重要無形民俗文化財の指定を受けた村上祭の屋台行事で使用する屋台、傘鉾、荒馬及び道具類の適切な保存及び修理に関し必要な事項を調査、審議するため、制定するものであります。

次に、議第25号は、村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定についてであります。現行の条例においては、非常勤の特別職職員の職にある区長また集落総代として10年以上在職した者については、ほう賞する規定といたしているところでありますが、このたびの地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から非常勤特別職職員の任用要件が厳格化されることとなります。これにより、区長また集落総代につきましては、非常勤の特別職職員ではない行政協力員に移行することとなりますことから、引き続きほう賞の対象となるよう所要の改正を行おうというものであります。

次に、議第26号は、村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴い、同法を引用している条例中の法律名及び引用条項の条ずれを改正するものであります。

次に、議第27号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第31号から議第33号までにおいて、集落集会施設である間瀬集落センター、上中島集落センター及び下新保集落センターの3施設について、関係地縁団体へ譲与することに伴い、条例から削除するものであります。

次に、議第28号は、村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について任命権者が職員とは別段の定めをすることができる旨を定め、会計年度任用職員の任用の形態や任用手続に応じた方法でサービスの宣誓を行うことを可能とするものであります。

次に、議第29号は、村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、

令和2年度から村上市会計年度任用職員制度が運用されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第30号は、村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和2年度から村上市会計年度任用職員制度が運用されることに伴い所要の改正を行い、あわせて村上市青少年健全育成センター運営協議会の運営について明確化を図るため、規定を追加するものであります。

最後に、議第31号から議第33号までの3議案につきましては、いずれも市有財産の譲与についてであります。議第31号は間瀬集落センターを関係地縁団体である間瀬自治会に、議第32号は上中島集落センターを関係地縁団体である上中島区に、議第33号は下新保集落センターを関係地縁団体である下新保区にそれぞれ譲与するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号から議第33号までの14議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第17 議第34号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第36号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第40号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
議第41号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第34号から議第41号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第34号から議第41号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第34号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和2年度の国民健康保険税率につきまして、本年1月16日に村上市国民健康保険運営協議会の答申において、被保険者の急激な税の負担増の緩和及び安定した国民健康保険の財政運営を図る上で適当であると判断された税率に改定するものであります。改定税率は、剰余金の活用などにより県が示した標準保険料率より引上げ幅を抑えた税率といたしました。

次に、議第35号は、村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和2年度から家庭相談員が非常勤特別職職員から会計年度任用職員へ移行することに伴い、身分や任期などについて所要の改正を行うものであります。

次に、議第36号は、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和元年度末で経過措置の期間が終了となるみなし支援員について、放課後児童支援員を確保し事業運営の安定化を図るため、期間を延長しようとするものであります。

次に、議第37号は、村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の基準を緩和したほか、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更など所要の改正を行うものであります。

次に、議第38号は、村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、これまで登録資格がなかった成年被後見人についても、本人に法定代理人が同行し本人が申請するときは印鑑の登録を受けることができるとされたことから、条例中の成年被後見人に関する規定を改正しようとするものであります。

次に、議第39号は、村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成27年3月に策定をいたしました村上市人権教育・啓発推進計画の評価及び見直しのために実施する市民の意識調査に関する事項を村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会の所掌事務に加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議第40号は、村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律が制定され、難病患者等のホームヘルプサービスの利用が法制化されたことにより、本条例を廃止しようとするものであります。

最後に、議第41号は、朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定についてであります。朝日

まほろば温泉配湯施設につきましては、温泉の適正な利用により高齢福祉の増進、介護事業サービスの向上を図ることを目的として設置しておりましたが、湯量の減少により平成26年度からは配湯事業を休止してまいりました。今後につきましても湯量の増加が見込めないことから、今年度末をもって廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号から議第41号までの8議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議第45号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について

議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について

議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第42号から議第49号までの8議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第42号から議第49号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第42号は、村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県が管理する国土交通省所管の公共用財産において、新潟県の生産物採取料の単価が改正されたことから、本市においても新潟県算定単価に準拠して改正をしようとするものであります。

次に、議第43号は、村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県が管理する河川において流水占用料及び土砂採取料、その他の河川産出物採取料の単価が改正されたことから、本市においても新潟県の算定単価に準拠して改正しようとするものであります。

次に、議第44号は、村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。民法の一部を改正する法律の施行により法定利率が見直されることに伴い、不正の行為により入居した入居者に対して住宅の明け渡し請求を行う場合に徴収する利率を年5分の割合から法定利率に改めようとするものであります。

次に、議第45号は、村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。これら3議案についてであります。それぞれの条例に規定する基本料金と従量料金で構成される下水道使用料のうち、従量料金についての改定を行おうとするものであります。この従量料金につきましては、平成29年度に村上市上下水道事業審議会にその取り扱いを諮問し、昨年、令和元年7月に改定額の答申があったところであります。この答申の内容により、このたび従量料金の改定を行おうとするものであります。改正内容といたしましては、いずれも地区ごとに異なっている従量料金を統一し、1立方メートル当たり167円としようとするものであります。なお、改定後の下水道使用料が上昇する地区におきましては、1年間の激変緩和措置を適用することといたしております。また、この使用料の改定につきましては、激変緩和措置を含む改定を令和2年10月1日からとし、最終的な料金統一を行う改定を令和3年10月1日からとしようとするものであります。

最後に、議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明を申し上げます。これら2議案についてであります。それぞれの条例に規定する基本料金と従量料金で構成される水道使用料のうち、従量料金の改定を行おうとするものであります。この従量料金につきましては、平成29年度に村上市上下水道事業審議会にその取り扱いを諮問し、令和元年7月に答申があったところであります。この答申の内容を踏まえ、従量料金の改定を行おうとするものであります。改正内容といたしましては、いずれも地区ごとに異なっている従量料金を統一し、均一料金制の1立方メートル当たり140円としようとするものであります。なお、改定後に使用料が上昇する地区におきましては、1年間の激変緩和措置を適用することとしております。また、この使用料の改定につきましては、激変緩和措置を含む改定を令和2年10月1日からとし、最終的な料金統一を行う改定を令和3年10月1日からとしようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号から議第49号までの8議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第50号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議第50号は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,410万円を減額し、予算の規模を350億9,250万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の補正予算に伴う校内通信ネットワーク等整備事業経費の追加のほか、各事業における精算及び精算見込みに伴う経費の調整をしようとするものであります。

歳入におきましては、第10款地方交付税では普通地方交付税300万円を、第14款国庫支出金では公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金などで2,285万4,000円をそれぞれ追加し、第15款県支出金では木造住宅耐震改修事業費補助金などで3,962万円を、第20款諸収入ではプレミアム付商品券事業商品券販売収入などで1億1,633万4,000円を、第21款市債では学校教育施設整備事業債などで1,350万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で参議院議員通常選挙経費などで1,226万2,000円を、第3款民生費ではプレミアム付商品券事業経費などで2億3,851万9,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで2,077万6,000円を、第7款商工費では被災住宅リフォーム事業経費で5,845万円を、第8款土木費では村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費などで4,883万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。さらに、第10款教育費では校内通信ネットワーク等整備事業経費などで2億4,517万3,000円を追加し、第11款災害復旧費では学校給食施設災害復旧費などで2,483万5,000円を減額しようとするものであります。

第2条、繰越明許費では、プレミアム付商品券事業経費など翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、林業債の追加及び総務債などの限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号については、令和元年度一般会計予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

- 日程第20 議第51号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第20、議第51号から議第55号までの5議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第51号から議第55号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第51号から議第55号までは、いずれも令和元年度村上市特別会計の補正予算についてであります。

補正予算の主な内容といたしましては、各事業における精算及び精算見込みにより経費の調整を行おうというものであります。

最初に、議第51号は、令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ496万1,000円を減額し、予算の規模を4,421万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第2款土地開発基金借入金で土地開発基金借入金496万1,000円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款財産取得費で土地取得事業経費496万1,000円を減額をしようとするものであります。

第2条、繰越明許費では、土地取得事業経費について翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

次に、議第52号は令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ80万円を減額し、予算の規模を7億2,300万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金77万6,000円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で同納付金77万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、議第53号は、令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,490万円を減額し、予算の規模を79億3,710万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で第1号被保険者介護保険料1,100万5,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで1,507万6,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで1,423万1,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで683万4,000円を、第8款繰入金では介護給付費繰入金などで775万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款保険給付費で居宅介護サービス給付費などで5,200万円を、第3款地域支援事業費では地域介護予防活動支援事業経費などで198万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、議第54号は、令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ880万円を減額し、予算の規模を46億1,720万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第3款国庫支出金で社会資本整備総合交付金655万円を、第6款諸収入では移設補償金などで225万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款下水道費で公共下水道建設経費及び公共下水道改築更新経費で888万6,000円を減額しようとするものであります。

第2条、繰越明許費は、公共下水道建設経費などで翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

最後に、議第55号は、令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ650万円を減額し、予算の規模を12億5,890万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第3款県支出金で農業集落排水事業費補助金290万円を、第7款市債で農業集落排水事業債360万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款集落排水費で農業集落排水改築更新経費などで643万7,000円を減額しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号から議第55号までの5議案については、令和元年度特別会計予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

午後2時5分まで休憩します。

午後 1時51分 休 憩

午後 2時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議第10号から議第19号までの令和2年度各会計予算の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切りかえます。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時26分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から施政方針並びに議第10号から議第19号までの令和2年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 2時26分 散 会